





【補助率】

【上限額】

家屋・償却資産の 固定資産税課税標準額

(20)

※1(オフィス床分/全体床面積)にて算出。オフィス床における家屋所有者(関連会社含む)利用分は控除する。

※2 地区により異なります。詳細は裏面をご覧ください

【補助額】

建物全体の 固定資産税課税標準額 オフィス床分の床面積

建物全体の延べ床面積

経済農政局 千葉市 経済部 企業立地課

TEL 043-245-5276 $043-245-5575(\sim 4/14)$ 043-245-5558(4/17~)

E-MAIL kigyoritchi.EAE@city.chiba.lg.jp

制度概要

- 1 対象地区 ※対象地区の地図は次のページからご確認ください。
 - (1) 千葉都心地区のうち都市再生緊急整備地域(**対象地区**①) (再開発促進地区であって市長が特に必要と認めた場合は対象とする。)
 - (2) 幕張新都心地区のうち業務研究用地(対象地区②) (幕張新都心地区内であって市長が特に必要と認めた場合は対象とする。)
 - (3) 千葉都市計画都市再開発の方針(平成28年2月決定)に定める1号市街地の蘇我地区のうち 蘇我駅東口地区および蘇我駅西口地区(**対象地区**③)

2 補助内容

(1) 対象経費

家屋・償却資産の固定資産税課税標準額(オフィス床分※/全体床面積)

※家屋所有者(関連企業を含む)利用分は控除する

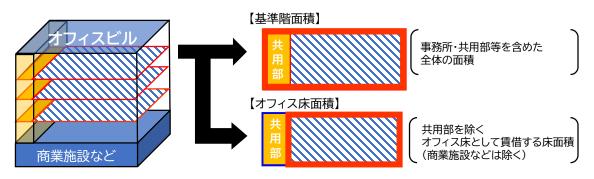
(2) 補助率・上限額 増築は下記要件の1/2。原則、10年間の分割交付となります。

対象地区	補助率	上限額
1	20%	20億円
2.3	10%	10億円

3 補助条件

(1) 下記の面積要件を満たすこと 増築は下記要件の1/2。対象となるビルの中に住宅が含まれる場合は補助対象外となります。

対象地区	基準階面積 (事務所部分・共用部等も含む)	オフィス床面積 (オフィス床として賃借する床面積(共用部等 は含まない))
1	1,500㎡以上	20,000㎡以上
2.3	660㎡以上	5,000㎡以上



- (2) 環境負荷を軽減する措置を講じていること 千葉市建築物環境配慮制度に基づく「CASBEE(建築環境総合性能評価システム)」にてA以上であること
- (3) 高機能のオフィス仕様および設備整備を行うこと
- (4) ビル所有者と市との間で企業立地協力に係る協定を締結すること
- (5) まちづくりや周辺の景観に対する配慮を行うこと

4 対象期間

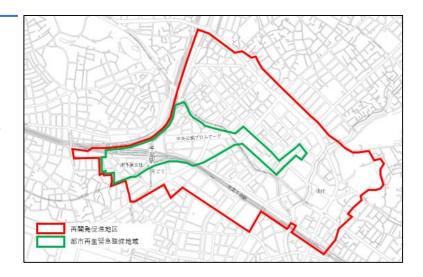
- (1) 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に工事契約を締結するもの
- (2) 工事契約から5年以内に竣工するもの

自動対象地区

【対象地区①】

千葉都心地区のうち 都市再生緊急整備地域

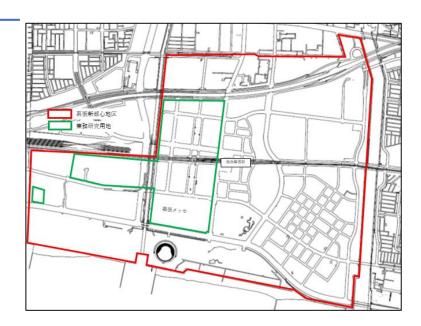
(再開発促進地区であって市 長が特に必要と認めた場合は 対象とする)



【対象地区②】

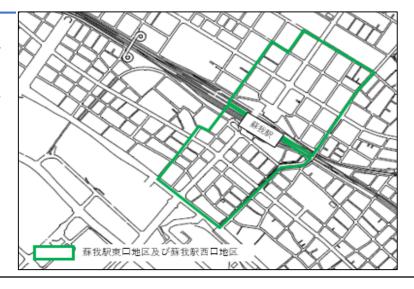
幕張新都心地区のうち 業務研究用地

(幕張新都心地区内であって 市長が特に必要と認めた場合 は対象とする)

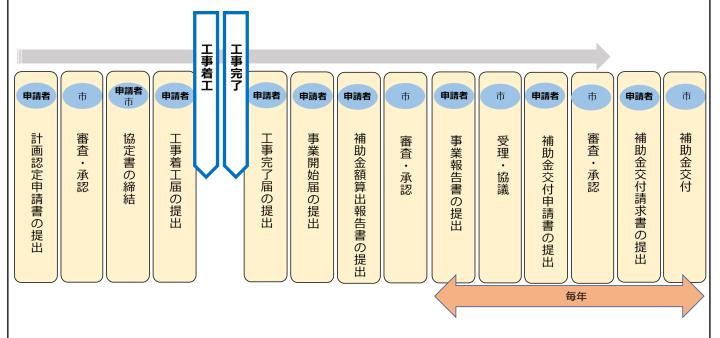


【対象地区③】

千葉都市計画都市再開発の方針 (平成28年2月決定)に定め る1号市街地の蘇我地区のうち 蘇我駅東口地区および蘇我駅西 口地区



目申請手続きの流れ



よ問い合わせ

T260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所経済農政局経済部企業立地課

【電話】043-245-5276

【メール】 kigyoritchi.EAE@city.chiba.lg.jp

【高機能オフィスビル建築促進事業 ホームページURL】

https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kigyoritchi/officebuilding.html



本補助金の詳細や、他の企業立地促進事業については、企業立地課HPをご覧ください。

千葉市 企業立地ガイド

検索

